

～事業主の皆様へ～

## 雇用管理等に向けたアドバイス（第6号（新年号））

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

本年も地域の発展のため、ハローワークの使命である「充足支援」に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ハローワーク村上 職員一同



### 年頭のご挨拶



村上公共職業安定所長

長柄 肇

新年明けましておめでとうございます。

旧年中はハローワークの業務運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ハローワーク村上管内の雇用失業情勢ですが、平成28年10月の有効求人倍率は前年同月を0.10ポイント下回り1.20倍となっております。

これは、求職者100人につき120人分の求人があるということです。

また、平成28年度4月から10月までの新規求人の累計値は前年同月比12.7%減少となっており、同時期の新規求職者の累計値は6.6%減少となっております。

求人・求職の双方で減少傾向となっておりますが、とりわけ求職者数の減少について年度単位でみてみますと平成21年度から平成27年度まで7年連続して対前年度比で減少が続いており、求職者数の減少は深刻な状況といえます（全国的にも同様の傾向です）。

加えて、求人職種と求職者希望職種のバランスがとれていない「ミスマッチ」の状況となっており、職種によっては強い人手不足感がみられます。

かような状況のなか、労働者の募集・採用で求人申込みをお考えの事業主の皆様には特にお願ひしたい事項が二つあります。

一点目は、求人票記載事項のうち「仕事の内容」欄の詳細記入についてです。

求職者の方々は「仕事の内容」欄の記載を見て、就職後のイメージを想定して応募の可否を判断しますので、どんな仕事ができる人材が必要なのかについて応募者の目線に立って詳細にわかりやすく記入してください。

二点目は、採用選考方法・選考期間についてです。

求職者の方々は、例えば書類選考から始めるとか採否結果判明に時間がかかるといった求人への応募を避ける傾向があります。書類選考の実施については必要性を再検討いただくとともに、選考は極力短時間で採否結果をお出しいただきますようお願いいたします。

次に、頂いた求人への早期充足に向けたハローワーク村上の取組をご紹介します。

一点目は画像情報の収集ですが、会社の外観や作業風景など求人票の公開に伴って求職者の方が閲覧できるようにしており、求人内容の更なるアピールの仕組みとして画像情報の登録についてご相談いただければと思います。

二点目は会社説明会の開催ですが、ハローワークの会議室を会場として求職者の方に会社概要等を直接説明していただく場を設けることができますので活用願います。

三点目は応募前職場見学の受入れのお願いですが、実際の作業現場を見た上で応募の可否を判断したいとする求職者の方も多くおられますので、積極的な受け入れをお願いします。

四点目は募集条件アップ求人の扱いですが、ハローワーク村上では毎週受けた求人を情報一覧として取りまとめ当所や市内スーパー等で持ち帰り用に配信しており、この求人情報への掲載は求人の受理後1度だけですが、求人提出後の賃金引き上げや各種手当の拡充など募集条件の向上を図っていただいた場合は条件アップ求人として週刊求人情報へ再掲載しています。

また、ハローワーク村上では12台の求人検索機により来所求職者が求人を見学しており、通常は希望職種から探すこととなりますが、ピックアップ求人として職場見学受け入れ可能求人や条件アップ求人に特化した求人検索を可能とし目につきやすくする仕組みとしています。

事業主の皆様には以上のご留意願いたい事項やハローワーク村上の取り組みなどを参考に、求人募集の際は早期充足を目指していただきたいと思います。

最後になりましたが、本年も地域の皆様へのニーズ・期待に応え、信頼され気軽にご利用いただけるハローワークを目指して業務を推進して参りますので、事業主の皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

### ① お仕事をお探しの方が応募したくなる求人とは？

＜雇用統計情報 11月号より抜粋＞

	管 理	専門・ 技術	事 務	販 売	サービ ス	保 安	農 林 漁 業	生 産 工 程	輸送・機 械運転	建設・ 採掘	清掃・ 包装等
有効求人	6	133	50	27	112	17	10	135	53	94	10
有効求職	1	52	129	39	71	3	17	126	42	26	95
求人倍率	6.00	2.56	0.39	0.69	1.58	5.67	0.59	1.07	1.26	3.62	0.11

求人倍率が1倍を上回る職種については求人数が求職者を上回り、人材確保が難しい職種と言えます。このため、求人票の「仕事内容欄」を見直し、**お仕事をお探しの方が応募したくなる求人(魅力がある=分かりやすい求人)の作成**に取組むことも人材募集には必要です。

特に、未経験者に募集内容を理解してもらう視点での求人票作成に取組んでいただくことがポイントです。

また、お仕事をお探しの方は別紙のとおり、仕事内容のほか採否決定日にも着目する方が多くなっています。**調査では4～5日が適性と考えている割合が高いようです**ので参考としてください。

\* 次ページは求人票の具体的な記載内容についてです



～今回は事務職の記載編です～

\* 当初の記載 (×)

\* 見直し後の記載 (○)

■事例) 一般事務員募集に係る「仕事の内容」欄記載  
○一般事務  
○電話対応  
○PCによるデータ入力

一般事務って何を  
するの?  
お客様は?  
PCのスキルは?  
↓  
仕事内容のイメージ  
ができません。  
↓  
応募に躊躇します

商品(機械部品)の受発注、在庫管理、伝票や請求書の作成。  
取引先との電話対応があります。  
《入社後に研修がありますので、商品知識は必要ありません》  
ワード・エクセルで簡単な文書やグラフを作成します。  
\* 仕事内容のイメージもわくため、応募にむけ前向きに検討することができます。

\* 当初の記載 (×)

\* 見直し後の記載 (○)

■事例) 経理事務員募集に係る「仕事の内容欄」欄記載  
○経理業務全般  
  
売上げの集計  
現金管理 など

経理事務って何を  
するの?  
どんな知識が必要?  
使用する会計ソフト  
は?  
↓  
仕事内容のイメージ  
ができません。  
↓  
応募に躊躇します

会計や財務、給与計算、税務関係を全般的に担当していただきます。会計ソフトは〇〇を使用します。《〇〇ソフトの未経験者は指導します》  
また、銀行へも月に2~3回程度出向くこともあります。  
PCを活用し関係書類の作成があります。  
\* 必要な経験や知識のイメージができ、自身の適職かどうか判断ができます。

② 雇用関係助成金について

今回は「高齢者雇用開発特別奨励金」の支給要件の変更についてです。

平成29年1月1日以降、65歳以上の方について「高齢被保険者」として雇用保険の適用拡大になることに伴い本奨励金の対象労働者・事業主の要件が変わります。詳細は助成金担当にお問い合わせください。

○対象労働者の条件

H28.12.31までの雇入れ		H29.1.1雇入れから	
①~④のすべてに該当する人		①②の両方に該当する人	
①	雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の人	①	雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の人
②	紹介日および雇入れ日に以下のいずれにも該当しない人 (イ)雇用保険の被保険者 (ロ)(イ)以外の方であって、雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にある人	②	紹介日に雇用保険の被保険者でない人(一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者など、失業の状態にない場合を含む)
③	雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日の翌日から3年以内に雇入れられた人	③	削除
④	雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上あった人	④	削除

○事業主の要件

H28.12.31までの雇入れ	H29.1.1雇入れから
ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者(一週間の所定労働時間が20時間以上)として雇い入れる事業主	ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者(雇用保険の高齢被保険者)として雇い入れる事業主

